

の支払調書」という。)を、その支払の確定した日(その支払者が当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年一月三十一日までに(政令で定めるところによりその支払者の営業所等での対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長(以下この項において「所轄税務署長」という。))の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その特定振替国債等の譲渡を受けた法人(次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。)

二 その特定振替国債等の譲渡について売委託を受けた特定振替機関等又は外国仲介業者

22) 平成十一年四月一日以後に個人又は法人に対し国内において特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者(当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。)は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書(以下この条において「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。)を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに(政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等での償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長(以下この項において「所轄税務署長」という。))の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

23) 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

24) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)

第四十一条の十二の二 内国法人(一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)、所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)、又は外国法人は、割引債の償還(買入消却及び第六項第一号ハに規定する分離利子公社債(第一号において「分離利子公社債」という。))に係る利子の支払を含む。同項において同じ。)により平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金(外国法人にあつては、第一号に掲げる償還金に限る。)(に係る差益金額について所得税を納める義務があるものとし、その差益金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 国内において支払われる割引債の償還金(分離利子公社債に係る利子を含み、買入消却が行われる場合にあつてはその買入れの対価とする。以下この条において同じ。)

二 国外において発行された割引債の償還金(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外割引債の償還金」という。)(で国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「国外割引債取扱者」という。))を通じて交付を受けるもの

2| 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金(次項の規定の適用を受ける同項に規定する特定割引債の償還金を除く。)(の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴

25| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

26| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27| 第二十四項及び第二十五項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28| 前項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 3 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において支払われる割引債（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（第十三項において「上場株式等」という。）に該当するものに限る。以下この条において「特定割引債」という。）の償還金の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（第六項及び第十二項において「特定割引債取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該償還金の交付をする際、その交付をする特定割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 4 平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外割引債の償還金の国内における国外割引債取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外割引債の償還金の交付をする際、その交付をする国外割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 5 第一項及び前項の場合において、国外割引債の償還金の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に相当するものとして政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第一項及び前項の差益金額は、当該差益金額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

- 6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 割引債 第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債（以下この号において「公社債」という。）のうち次に掲げるもの（その償還の時に於いて第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三号ハにおいて同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされているもの及び前条第七項第一号に掲げる外貨債を除く。）をいう。

イ 割引の方法により発行されるもの

ロ 分離元本公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるものうち、当該元本に係る部分であつた公社債をいう。）

ハ 分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離され

てそれぞれ独立して取引されるものうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。第三号ロにおいて同じ。）

二 利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものとして財務省令で定めるもの

二 買入消却 買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

三 差益金額 次に掲げる割引債の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年以下であるもの（ハに掲げるものを除く。） 当該割引債の償還金の額（外国法人により発行された割引債の償還金の支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、当該償還金の額のうち当該割引債を発行した外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。ロにおいて同じ。）に〇・ニパーセントを乗じて計算した金額

ロ 第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年を超えるもの並びに分離利子公社債（ハに掲げるものを除く。） 当該割引債の償還金の額に二十五パーセントを乗じて計算した金額

ハ 割引債のうち、その割引債の償還金の支払を受ける内国法人が当該割引債の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託をしている第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で当該償還金に係る国内における特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者であるものと締結した割引債の取得に要した金額の管理に関する契約に基づき、政令で定めるところにより当該割引債の取得に要した金額が管理されているもの、当該割引債の償還金の額が当該契約に基づき管理されている当該割引債の取得に要した金額を超える場合におけるその差益の金額

7| 第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第

二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、割引債の償還金の支払を受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特別）に掲げる割引債の償還金」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税

- 特別措置法の」と、「(同法)」とあるのは「(所得税法)」とする。
- 8 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において特定割引債の償還金の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「準支払者」という。))を含む。以下この条において「償還金の支払者」という。))は、財務省令で定めるところにより、特定割引債の償還金の支払に関する通知書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日(準支払者が交付する場合には、当該確定した日の属する月の翌々月の十五日)までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。
- 9 償還金の支払者は、財務省令で定めるところにより、前項の通知書を同一の者に対してその年中に支払った特定割引債の償還金の額の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該通知書を同項の支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日(準支払者が交付する場合には、同年二月十五日)までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。
- 10 償還金の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を第八条の四第六項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。
- 11 前項本文の場合において、同項の償還金の支払者は、第八項又は第九項の通知書を交付したものとみなす。
- 12 特定割引債の償還金につき国内における特定割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該特定割引債取扱者を第八項に規定する特定割引債の償還金の支払をする者とみなして、同項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該特定割引債の償還金の支払をする者については、第八項から前項までの規定のうち当該特定割引債の償還金に係る部分の規定は、適用しない。
- 13 国外割引債の償還金で上場株式等に該当する割引債に係るものにつき国内における国外割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該国外割引債の償還金を国内において支払うものと、当該国外割引債取扱者を当該国外割引債の償還金の支払をする者とそれぞれみなして、第八項から第十一項までの規定を適用する。
- 14 第七項及び第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(振替国債等の償還差益の非課税等)

第四十一条の十三 非居住者が第五条の二第一項に規定する振替国債(割引債(第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち前条第六項第一号イからニまでに掲げるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))に該当するものを除く。以下この項及び第四項において「振替国債」という。又は第五条の二第一項に規定する振替地方債(割引債に該当するものを除く。以下この項及び第四項において「振替地方債」という。))につき支払を受ける償還差益(その振替国債又は振替地方債の償還(買入消却を含む。以下この条において同じ。))により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。については、所得税を課さない。

2 非居住者が第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等(割引債に該当するものを除く。以下この条において「特定振替社債等」という。))につき支払を受ける償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。))で当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

3 非居住者が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定する民間国外債(以下この項及び次項において「民間国外債」という。))につき支払を受ける償還差益(その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。))で当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

4 非居住者が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等(当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。))又は民間国外債(当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。))の償還により生ずる損失の額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5 前各項の規定は、第一項に規定する償還差益、第二項に規定する償還差益若しくは第三項に規定する償還差益又は前項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6 省略

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第四十一条の十三 非居住者が第五条の二第一項に規定する振替国債(以下この項及び第四項において「振替国債」という。))又は同条第一項に規定する振替地方債(以下この項及び第四項において「振替地方債」という。))につき支払を受ける償還差益(その振替国債又は振替地方債の償還(買入消却を含む。以下この条において同じ。))により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。については、所得税を課さない。

2 非居住者が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等(以下この条において「特定振替社債等」という。))につき支払を受ける償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。))で当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

3 非居住者が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定する民間国外債(以下この項及び次項において「民間国外債」という。))につき支払を受ける発行差益(その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。))で当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

4 非居住者が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等又は民間国外債の償還により生ずる損失の額(民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。))は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5 前各項の規定は、第一項に規定する償還差益、第二項に規定する償還差益若しくは第三項に規定する発行差益又は前項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6 同上

(割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例)

第四十一条の十三の二 非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき割引債(第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第四十一条の十二の二第六項第一号イからニまでに掲げるもの(外国法人が発行するものに限る。))をいう。以下この項において同じ。(償還差益(当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。))のうち当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、所得税法第六十一条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他所得税に關する法令の規定を適用する。

2 所得税法第八十条の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額(次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)について準用する。この場合において、同法第八十条第一項中「第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)及び前二条」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項から第三項まで(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者(当該国内源泉所得が同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金(同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。))に係る差益金額(同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。))に該当する場合にあつては、当該特定割引債の償還金の国内における同条第三項に規定する特定割引債取扱者」と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」と読み替えるものとする。

(振替割引債の差益金額等の課税の特例)

第四十一条の十三の三 非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この項において「特定振替機関等」という。))又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている特定振替割引債につきその償還金の支払

を受ける場合において、特定振替引債の償還金に係る差益金額につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（第五条の二第二項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項及び第十一項において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替引債が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（第十項及び第十一項において「一般引債」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を經由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替引債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替引債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を經由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その支払を受ける償還金に係る差益金額については、第四十一条の二の規定は、適用しない。

2 非居住者が特定振替引債の償還金に係る差益金額につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替引債につき支払を受ける償還差益（当該特定振替引債の償還（第四十一条の二第二項に規定する償還をいう。次項及び第四項において同じ。）により受ける金額が当該特定振替引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。

3 非居住者が特定振替引債の償還金に係る差益金額につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替引債の償還により生ずる損失の額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

4 前三項の規定は、特定振替引債の発行者の特殊関係者（特定振替引債の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替引債の償還金及び第二項に規定する償還差益並びに当該特殊関係者につき当該特定振替引債の償還により生ずる損失の額（第十二項において準用する第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの若しくは生ずるもの又は第十二項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるもの若しくは生ずるものとされるものを除く。）については、適用しない。

5 第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する償還差益又は第三項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国

内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第十号中「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者」とあるのは「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者（当該非居住者が租税特別措置法第四十一条の十三の三第七項第七号（振替割引債の差益金額等の課税の特例）に規定する特定振替割引債の同項第八号に規定する償還金に係る同項第九号に規定する差益金額（次号において「特定振替割引債の償還金に係る差益金額」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けた場合には、「同項に規定する特定振替機関等」と、同項第十一号中「外国人」とあるのは「外国人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「交付をする者」とあるのは「交付をする者（当該非居住者又は当該外国人が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき租税特別措置法第四十一条の十三の三第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等）」とする。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによつて。

一 特定振替機関 第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関又は第五条の三第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。

二 特定口座管理機関 第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。

三 特定間接口座管理機関 第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第六十二条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

六 振替記載等 第五条の二第七項第六号に規定する振替記載等をいう。

七 特定振替割引債 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は第五条の三第四項第七号

に規定する振替社債等（同法第六十六条第一号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するものを含む。）のうち、第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債に該当するもの（その償還金の額が当該割引債の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものに限る。）をいう。

八 償還金 第四十一条の十二の二第一項第一号に掲げる償還金をいう。

九 差益金額 第四十一条の十二の二第六項第三号に規定する差益金額をいう。

十 適格口座管理機関 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

十一 外国再間接口座管理機関 第五条の二第七項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

十二 外国間接口座管理機関 第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

8 国税庁長官は、前項第十号の承認の申請があつた場合において、その申請を行った者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第十号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二 その者が第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うこと又は第十一項に規定する通知を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

9 国税庁長官は、第七項第十号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

10 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替割引債（一般割引債に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替割引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債

の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関)に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

11) 適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替引債(一般引債に該当するものに限る。以下この項において同じ。)につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関(当該適格外国仲介業者が外国間接口座管理機関である場合には、当該特定振替引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関)及び特定振替機関を経由して当該償還金の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

12) 第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定は、特定振替引債の償還金に係る差益金額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の二第二項	前項	第四十一条の十三の三第一項
第五条の二第三項	第一項の	第四十一条の十三の三第一項の
同条第一項中	同条第一項中	同法第十三条第一項中
第五条の二第三項	第四十一条の十三の三第十 二項(振替引債の差益金 額等の課税の特例)におい て準用する同法第五条の二 第三項	同法第四十一条の十三の三 第十 二項(振替引債の差益金 額等の課税の特例)におい て準用する同法第五条の二 第三項
同項に規定する振替引債又		同法第四十一条の十三の三

第五條の二第四項	は振替地方債の利子	第一項の規定は	第四十一條の十三の三第一項の規定は	第一項に規定する特定振替割引債の償還金
第五條の二第八項	前項第四号	が第一項	が第四十一條の十三の三第一項	
	第十五項	つき第一項	つき同条第一項	
	第七項第四号	第一項	同条第一項	
第五條の二第九項	第七項又は		第四十一條の十三の三第七項第四号	
第五條の二第十項	第一項又は	第一項に	第四十一條の十三の三第一項又は	
	第一項	同条第一項に	同条第一項に	
第五條の二第十二項	同項及び第五項後段		第四十一條の十三の三第一項	
	第一項又は	同項	同項	
			第四十一條の十三の三第一	

<p>第五條の二十第七項の表第一項</p>		<p>三項</p>
<p>第一項</p>	<p>第一項のと、</p>	<p>第一項]とあるのは</p>
<p>第四十一條の十三の三第一項</p>	<p>同項、 一項並びに</p>	<p>同項又は 同條第一項]とあるのは</p>
<p>第一項</p>	<p>同項、同條第六項及び第十一項並びに</p>	<p>第四十一條の十三の三第一項]と、</p>
<p>第四十一條の十三の三第一項</p>	<p>ついては、同條第六項中「同項に規定する特定振替機関等」とあるのは「同條第十二項において準用する同法第五條の二十第七項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定により読み替えられた同法第四十一條の十三の三第一項に規定する特定受託者」と、同條第十一項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか</p>	<p>第四十一條の十三の三第一項]と、</p>

の項	当該特定振替機関等	当該特定振替機関等
	第十七項	第五条の二第十七項
第五条の二第十 七項の表第四項 の項	受託者をいう。以下第十四 項までにおいて同じ。	受託者をいい、
	の特定振替機関等	の特定振替機関等を経由し、 又は同項
の特定受託者	の特定受託者（同項に規定 する特定受託者をいう。以 下第十四項までにおいて同 じ。）を経由し、又は同条 第一項	

13 特定振替割引債の発行者は、第一項の規定の適用があるものとして当該特定振

替割引債の償還金に係る差益金額につき第四十一条の十二の二第二項又は第三項
の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより
、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外
にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省
令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

14 特定振替割引債の償還金の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定
、第十項及び第十一項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から
第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定
める。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の二 居住者が、平成二十六年四月一日から平成二十九年十二月
三十一日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一
日以前に建築されたもので政令で定めるものに限る。第三項において「居住用の
家屋」という。）の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の二 居住者が、平成十八年四月一日から平成二十五年十二月三
十一日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一日
以前に建築されたもので政令で定めるものに限る。）の耐震改修（地震に対する
安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。）として財務省

築、修繕又は模様替をいう。)として財務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この項から第三項までにおいて「住宅耐震改修」という。)をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額(当該住宅耐震改修の費用に關し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。)の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額(以下この項において「標準的費用額」という。))とし、当該標準的費用額が耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額)の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を控除する。

2| 前項に規定する耐震改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該住宅耐震改修に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 二百五十万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 二百万円

3| 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び同項に規定する家屋の所在地の地方公共団体の長その他財務省令で定める者の居住用の家屋が同項の住宅耐震改修をした家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類(次項において「耐震改修証明書」という。)の添付がある場合に限り、適用する。

4| 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をし

令で定めるところにより証明がされたもの(以下この項及び次項において「住宅耐震改修」という。)をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の十パーセントに相当する金額(当該金額が二十万円を超えるときは二十万円とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を控除する。

一 当該住宅耐震改修に要した費用の額(当該住宅耐震改修の費用に關し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。))の交付を受ける場合には、当該住宅耐震改修に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額

二 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額

2| 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書並びに同項第一号の地方公共団体の長その他財務省令で定める者の同項の住宅耐震改修をした家屋である旨及び当該住宅耐震改修の費用の額を記載した書類その他の財務省令で定める書類(次項において「住宅耐震改修等証明書」という。)の添付がある場合に限り、適用する。

3| 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をし

た書類並びに同項の明細書及び耐震改修証明書¹の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5| 省 略

6| 省 略

7| 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の三 第四十一条の三の二第二項に規定する特定居住者(以下この条において「特定居住者」という。)が、当該特定居住者の所有する同項に規定する居住用の家屋(以下この条において「居住用の家屋」という。)について高年齢者等居住改修工事等(当該高年齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額(当該高年齢者等居住改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。)(が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)(をして、当該居住用の家屋(当該高年齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)(を平成二十六年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合(当該居住用の家屋を当該高年齢者等居住改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)(には、当該特定居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額(当該標準的費用額が改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額)の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)(を控除する。

た書類並びに同項の明細書及び住宅耐震改修等証明書¹の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4| 同 上

5| 同 上

6| 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の三 第四十一条の三の二第二項に規定する特定居住者(以下この条において「特定居住者」という。)が、当該特定居住者の所有する同項に規定する居住用の家屋(以下この条において「居住用の家屋」という。)について次の各号に掲げる工事(以下この項において「改修工事」という。)(をして、当該居住用の家屋(当該改修工事に係る部分に限る。以下この項において同じ。)(を平成二十一年四月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合(当該居住用の家屋を当該改修工事の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)(には、当該特定居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、当該各号に定める金額の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には二十万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該合計額が三十万円を超えるときは三十万円とする。)(を控除する。

一 第四十一条の三の二第二項に規定する高年齢者等居住改修工事等(当該高年齢者

等居住改修工事等に要した費用の額(同項に規定する費用の額をいう。イ)において同じ。)(が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)(次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額(当該金額が二百万円を超える場合には二百万円とし、平成二十四年分については、当該金額が百五十万円を超える場合には百五十万円とする。)(の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)(

イ 当該高年齢者等居住改修工事等に要した費用の額

ロ 当該高年齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額

2| 前項に規定する改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうち、当該高齢者等居住改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 二百万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 百五十万円

3| 居住者が、当該居住者の所有する居住用の家屋について一般断熱改修工事等〔当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該一般断熱改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。〕をして、当該居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十六年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額（当該標準的費用額が断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

二 一般断熱改修工事等（当該一般断熱改修工事等に要した費用の額（当該一般断熱改修工事等の費用に關し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の交付を受ける場合には、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。イにおいて同じ。）が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。） 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（当該金額が二百万円を超える場合には二百万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該金額が三百万円を超えるときは三百万円とする。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

イ 当該一般断熱改修工事等に要した費用の額

ロ 当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額

2| 特定居住者以外の居住者が、当該居住者の所有する居住用の家屋について前項第二号に規定する一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十一年四月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、その者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、同号に定める金額を控除する。

4 前項に規定する断熱改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 一般断熱改修工事等として第七項第三号に掲げる工事を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該一般断熱改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 三百五十万円

ロ イに掲げる場合以外の場合 三百万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 前号イに掲げる場合 二百五十万円

ロ イに掲げる場合以外の場合 二百万円

5 第一項及び第三項の規定は、特定居住者又は居住者のその年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

6 第一項及び第二項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、特定居住者が所有している家屋につき行う第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるものをいう。

7 第三項及び第四項に規定する一般断熱改修工事等とは、次に掲げる工事をいう。

一 居住者が所有している家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に資する改修工事で政令で定めるもの

二 前号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として政令で定めるものの取替え又は取付けに係る工事

三 第一号に掲げる工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として政令で定める設備の取替え又は取付けに係る工事

8 第一項の規定は、特定居住者がその年の前年以前三年内の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分

3 前二項の規定は、特定居住者又は前項の居住者のその年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

4 第一項第二号に規定する一般断熱改修工事等とは、次に掲げる工事をいう。

一 居住者が所有している家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）

二 前号に掲げる工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす政令で定める設備の取替え又は取付けに係る工事

5 第一項の規定は、特定居住者がその年の前年分の所得税について同項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得

の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する高齢者等居住改修工事等をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

9| 第一項及び第三項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（次条第六項において「登録住宅性能評価機関」という。）その他の財務省令で定める者の居住用の家屋が第一項に規定する高齢者等居住改修工事等又は第三項に規定する一般断熱改修工事等が行われた家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項において「増改築等工事証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

10| 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び増改築等工事証明書の提出があつた場合に限り、第一項及び第三項の規定を適用することができる。

11| 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第三項（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

12| その年分の所得税について第一項及び第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第三項（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について第一項に規定する改修工事をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

6| 第二項の規定は、同項の居住者がその年の前年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋については同項に規定する一般断熱改修工事等をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

7| 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の第一項第一号イ又は第二号イに掲げる金額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類（次項において「特定改修等証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

8| 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び特定改修等証明書の提出があつた場合に限り、第一項及び第二項の規定を適用することができる。

9| 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第二項（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

10| その年分の所得税について第一項及び第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第二項（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

13] 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の四 居住者が、国内において、第四十一条第十項に規定する認定住宅(以下この項及び次項において「認定住宅」という。)の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(同条第一項に規定する取得をいう。次項及び第六項において同じ。)をして、これらの認定住宅を長期優良住宅の普及の促進に關する法律の施行の日から平成二十九年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合は、これらの認定住宅をその新築の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、その者の居住の用に供した日(第五項において「居住日」という。)の属する年分の所得税の額から、これらの認定住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として政令で定める金額(当該金額が認定住宅限度額を超える場合には、認定住宅限度額)の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

2] 前項に規定する認定住宅限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 認定住宅の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうち、当該認定住宅の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 六百五十万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 五百万円

3] 居住者がその年において、その年の前年(当該前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額のうち第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を有する場合又はその年の前年分の所得税につき当該確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該控除しきれない金額に相当する金額又はその年

11] 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の四 居住者が、国内において、第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅(以下この項において「認定長期優良住宅」という。)の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得(同条第一項に規定する取得をいう。)をして、これらの認定長期優良住宅を長期優良住宅の普及の促進に關する法律の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合(これらの認定長期優良住宅をその新築の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、その者の居住の用に供した日(第四項において「居住日」という。)の属する年分の所得税の額から、これらの認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として政令で定める金額(当該金額が五百万円を超える場合には、五百万円)の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

2] 居住者がその年において、その年の前年(当該前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額のうち前項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を有する場合又はその年の前年分の所得税につき当該確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該控除しきれない金額に相当する金額又はその年の